

# お知らせ版

発行/加茂市役所  
〒959-1392 新潟県加茂市幸町  
2丁目3番5号  
TEL 0256-52-0080  
FAX 0256-53-2729  
ホームページ  
http://www.city.kamo.niigata.jp  
E-mail  
kamo@city.kamo.niigata.jp  
編集/総務課  
印刷/南いとう印刷

## 小林幸子コンサート 25日からチケット発売開始

小林幸子コンサート(10月24日開催)のチケットを7月25日

(土) 午前9時から一斉に発売  
します。



小林幸子さんが加茂でコンサートをを行うのは6年ぶりになります。  
代表曲「雪椿」をはじめ数々の名曲をお楽しみください。皆様のご来場をお待ちしています。  
コンサート日時  
10月24日(土) 午後2時、6時(2

回公演)

会場 文化会館大ホール  
チケット(全席指定) S席6千500円、A席5千500円  
※当日各500円増し

発売日 7月25日(土) 午前9時からプレイガイドおよび文化会館で一斉発売。  
電話受け付けは25日(土) 午前10時からです。

問い合わせ 文化会館(☎5310842)

## ながいきストリート

### 川柳募集

ながいきストリート逸品フェアで川柳を大募集します!

学している人。

▼加茂川ブルース・加茂川慕情  
全国大会部門 16歳以上の方(加茂市以外の方でも可)

その他 加茂川ブルース・加茂川慕情のCDやテープは、商工観光課、文化会館等で発売しています。

申し込み期間 7月22日(水) 午前9時~9月7日(月) 午後5時まで  
※定員になり次第締め切り  
問い合わせ 文化会館(☎5310842)

今回の句題は「力」または「パワー」です。皆さんの元気の素や力を注いでいることなどを川柳にしてください。

「やったことがない」という方でも大丈夫!  
思ったことを五・七・五にまとめて、ご応募ください。

応募方法 1人2句以内(厳守)。  
はがきの裏面に必要事項を楷書で記入し、ご応募ください。ファックス、持参も可。

必要事項 投稿句、〒・住所、氏名、年齢、電話番号  
応募先 8月16日(日)までに加茂市商店街協同組合(〒959-1351 仲町1-34、☎5210775、FAX 5313434)

※入賞者には商店街共通商品券を呈呈します。投稿句は9月27日~11月3日まで大通りアーケードに掲示されます。

学している人。

## 第28回市民カラオケ大会 第4回加茂川ブルース・加茂川慕情全国大会

### 出場者を募集!!

カラオケ大会一般部門では50人(組)を、加茂川ブルース・加茂川慕情全国大会部門では各10人を募集します。  
毎年行われる加茂川ブルース・加茂川慕情全国大会には、県内各地から極めてレベルの高い方が参加しております。  
今大会にも、多数の皆様のご

応募をお待ちしております。  
日時 10月12日(月・祝) 正午開演  
審査員 山岸之起先生  
出場料 1人800円(申し込み時に納入)  
出場資格 ▼一般部門(楽曲自由) 16歳以上の加茂市・田上町在住、または加茂市に通勤通

## 休日当番医

9:00~17:00

月日	当番医	☎
7/19(日)	星野内科医院	41-4141
20(月・祝)	小池内科消化器科クリニック	53-3355
26(日)	吉田内科医院	57-7511
8/2(日)	わたなべ医院	53-3850
9(日)	中村医院	52-0095
15(土)	田中医院	57-2024

## 今月の納税

固定資産税・都市計画税...第2期分  
国民健康保険税...第1期分

## 市国保・後期高齢者の 特定健康診査(医療機関健診)を実施



70歳以上の加茂市国保加入者、後期高齢者医療加入者の特定健康診査と前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査を実施します。

なお、健診の案内は8月上旬に配付します。

医療機関 県立加茂病院、青柳医院、うすき医院、大谷内科医院、小池内科消化器科クリニック、徳友医院、中村医院、二宮医院、このみや内科クリニック、服部クリニック、堀内医院、本間医院、吉田内科医院、鷺塚内科医院、わたなべ医院

健診期間 8月5日(水)～9月29日(火)

※県立加茂病院の健診期間は9月10日(木)～18日(金)です。

■特定健康診査

持ち物 市からの健診案内、保険証、健康手帳

健診料 無料

※基本チェックリスト、標準的な質問票は、あらかじめ記入してお持ちください。

■前立腺がん検診

検査方法 問診、血液検査

検診料 無料(70歳未満の後期高齢者は500円)

※すでに医療機関で受診中の人、定期的に検査をしている人、昨年の検診で異常なしの人は、今回の検診を受ける必要はありません。

■肝炎ウイルス検査

検査方法 問診、血液検査

※過去に肝炎ウイルス検査を受診したことがなく、今回検査を

## 介護保険負担限度額 認定証の手続き

住民税世帯非課税の場合、介護保険負担限度額の認定が受けられます。この認定を受けると介護保険施設入所やショートステイを利用した場合に、その居

住費と食費が減額されます。該当される方は、在宅介護・看護支援センターへご連絡ください。なお、6月末時点で認定を受けていた方は、更新申請書類を送付してあります。お早めに手続きをしてください。

申請先・問い合わせ 在宅介護・看護支援センター(☎41-4032)

希望する方。

検診料 無料(70歳未満の後期高齢者は800円)

※社会保険等の加入者は前号(7月1日)のお知らせ版をご覧ください。

問い合わせ 健康課衛生係(☎内線164)

## 新潟国際ビジネスメッセ 2009出展企業募集

市では市内企業が出展する場合、出展小間料補助制度を設けています。問い合わせは商工観光課商工振興係(☎内線132)へ。

会期 11月5日(木)、6日(金) 午前10時～午後5時

会場 新潟市産業振興センター(新潟市中央区鐘木185-110)

出展料 1小間10万5千円(間口3m×奥行3m)

出展対象 ものづくり、情報、環境、健康、くらし・サービスなどに携わる業種(機械技術・製品、電子デバイス、情報サービス、省エネほか)

展示規模 180小間(予定)

締め切り 8月20日(定数になり次第終了)

問い合わせ 新潟国際ビジネスメッセ実行委員会事務局(☎025-210-8340、<http://messe-niigata.jp>)

## 訪問看護師(臨時職員)募集

勤務先 訪問看護ステーション

資格 昭和24年4月2日以降生まれで看護師免許と自動車普通免許を有する人。

賃金 時給2千円

勤務時間 1日6時間

申し込み 市販の履歴書に必要な事項を記入し在宅介護・看護支援センター(☎41-4032)

採用条件 ①介護職員は早出、遅出、夜間勤務等あり。

②看護師・准看護師には早出、遅出勤務あり。

③採用前の事前研修に参加

④通勤可能な人。

給与等 社会福祉法人加茂福祉会の規則による。定期昇給のほか期末、勤勉手当と状態により扶養、通勤、住居、特殊業務手当を支給。

## 加茂福祉会職員募集

### 12月採用予定

12月採用予定の加茂福祉会職員を募集します。

勤務施設 平成園(特別養護老人ホーム、デイサービスセンター)、第二平成園(特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、デイサービスセンター)、第三平成園(特別養護老人ホーム)のいずれかに配属。

☎41-4031

受付 8月10日(月)まで

第1次試験/会場 8月29日(土) 午前10時/文化会館

第2次試験/会場 10月中旬/第二平成園

※試験の日程は後日連絡。

提出先・問い合わせ 社会福祉法人加茂福祉会(第二平成園内)

職種	採用人員	受験資格(いずれも取得見込みを含む)
看護師	3名程度	看護師または准看護師と自動車普通免許を有する人
准看護師	3名程度	准看護師と自動車普通免許を有する人
機能訓練指導員	1名程度	理学療法士または作業療法士と自動車普通免許を有する人
介護職員	10名程度	自動車普通免許を有する人

(3)

### 子ども折り紙教室

折り紙で、だっこカエルや葉っぱのリースなどを作ります。

日時 8月4日(火) 午前9時30分～11時30分

会場 公民館創作室

対象 小学生(小学校3年生以下は保護者と一緒)

参加費 100円

定員 30人(先着順)

申し込み 7月21日(火)までに公民館(☎52-1953)

パンの販売コーナーもあり。問い合わせ 食品研究センター(☎52-3240)

### 児童扶養手当の現況届 特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当を受けている人は現況届を、特別児童扶養手当を受けている人は所得状況届を提出してください。

この届けは、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。届け出をしないと、手当の支払いが差し止められることがあります。

届け出の該当者には8月上旬に通知書を郵送します。持ってくるもの 手当証書、印鑑と必要に応じ指定された書類、通知書

届け出の時期と場所 8月11日(火)～24日(月)までに福祉事務所児童障害係

※11日(火)～18日(火)は市役所1階相談室2で受け付け。問い合わせ 福祉事務所児童障害係(☎内線174)

降生まれて大学を卒業した人、または平成22年3月31日までに卒業見込みの人。

採用予定 男性33人、女性3人  
試験会場 新潟市  
■警察官B(大学卒業後以外) 受験資格 昭和54年4月2日～平成4年4月1日生まれの人。

ただし大学を卒業した人、または平成22年3月31日までに卒業見込みの人は除く。

採用予定 男性45人、女性5人  
試験会場 新潟市、長岡市ほか  
受付期間 8月20日(木)まで  
試験日 9月20日(日)  
問い合わせ 加茂警察署(☎52-10110)、県警察(<http://www.police.pref.niigata.jp/>)、最寄りの交番、駐在所へ。

### 雇用と生活

#### 全国一斉無料相談会

雇用、借金、生活保護などの困りごとについて、弁護士が電話、面接相談を行います。  
期間 7月27日(月)～31日(金)

時間 午前10時～午後4時  
会場 新潟県弁護士会館(新潟地方裁判所構内)  
電話相談 ☎025-2223-8252

面接相談予約・問い合わせ 新

新潟県弁護士会(☎025-222-3765)

### 暴力団に関する

#### 困りごと相談所開設

①下越会場 新発田市中央公民館(新発田市中央町4)  
日時 8月4日(火) 午後1時～4時

②上越会場 刈羽村生涯学習センターラピカ(刈羽村大字刈羽100)  
日時 8月22日(土) 午後1時～4時

③中越会場 三条市中央公民館(三条市元町)  
日時 8月28日(金) 午後1時～4時

相談員 新潟県警察本部長、相談委員弁護士、新潟県暴力追放運動推進センター相談委員  
問い合わせ (助)新潟県暴力追放運動推進センター(☎025-241-8110)

### 国民年金保険料免除制度

所得が少ない等の理由で保険料の納付が困難な方のために、申請のうえ承認されると保険料の納付が免除、猶予される制度があります。

保険料免除制度 全額免除制度と一部納付(4分の1、半額、4分の3納付)制度。  
納付猶予制度 30歳未満が対象の若年者納付猶予制度、学生が対象の学生納付特例制度。

いずれの制度も原則として、前年の所得を基準として審査されますが、退職(失業)等の理由で承認される場合もあります。承認期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な資格要件(受給資格期間)に算入されません。ただし、年金額を計算するうえで10年以内に免除期間の保険料を追納しないと、その期間の年金額は通常に納めた分に比べ減額されてしまいます。

また、納付猶予期間は年金額に反映されません。  
年度ごとに申請 免除申請の期間は7月～翌年6月までが1年度となります。

今まで免除申請をしていた方で、引き続き7月以降も免除を希望する方は再度手続きが必要(社会保険事務所から「継続審査申出受付済み」の通知があった方は不要)です。年金手帳、印鑑、失業中の方は雇用保険受給資格者証または離職票の写しをお持ちください。

問い合わせ 市民課国民年金係(☎内線115)



☺やなせたかし

### 食品研究センター ふれあい参観デー

#### 入場無料

日時 8月7日(金) 午前9時30分～午後3時30分  
会場 新潟県農業総合研究所食品研究センター(新米町)

内容 コメパンマンと遊ぼう、昔の精米にチャレンジ！、電気ケーキ体験&試食、ちまきを作ろう、お茶に茶れんじ、たべものクイズラリーなど。  
※米粉を使った麺の試食、米粉

### 警察官募集

#### ■警察官A(大学卒業後)

受験資格 昭和54年4月2日以

平成21年度国家公務員  
入国警備官採用試験

受験資格 昭和61年4月2日～平成4年4月1日生まれ  
試験地 東京都ほか  
問い合わせ 法務省東京入国管理局(☎03-5796-7111、<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)

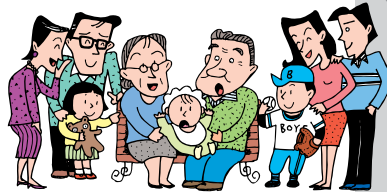
採用予定数 約50名  
試験日 9月27日(日)

# 大切にしよう みんなの国保!

国民健康保険(国保)は、思わぬ病気やけがでお医者さんにかかったときに、医療費の負担が軽くて済むように、加入者が日ごろから収入に応じてお金(保険税)を出し合って備え、そこから医療費を支出する、お互いに助け合う制度です。

国保は医療保険の一つとして加茂市が運営しています。

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人とその扶養家族、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入している人や生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に加入します。



## 退職者医療制度対象者 必ず届け出を

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金や共済年金)を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は「退職者医療制度」により、医療を受けることとなります。

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などが出し合う拠出金を財源とします。

対象になっている人は、必ず届け出てください。

対象者 次の条件のすべてに当てはまる人(退職被保険者本人)と、その被扶養者。

①国民健康保険に加入している65歳未満の人。

②厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢(退職)年金を受けることができる人で、これらの制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人(雇用保険受給者、若年停止者を除く)。

被扶養者(扶養家族)

退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人で

す。

①退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁でもよい)と三親等以内の親族、または配偶者の父母と子。

②国民健康保険に加入している65歳未満の人。

③年間収入が130万円(60歳以上の人や障害者は180万円)未満の人。

届け出に必要なもの

①年金証書(加入期間が書いてある証書)

②国民健康保険証

## 保険証の有効期限に ご注意ください

8月1日から使う新しい保険証を今月下旬にお届けします。

次の年齢の人は保険証の有効期限が他の人と異なります。ご注意ください。

■退職者医療制度の対象者は65歳まで

8月1日から来年7月31日までに65歳になる人で、すでに退職者医療制度に該当している人と、その被扶養者の保険証は、有効期限が誕生月の月末までとなっています。

それらの人には、有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

■70歳になる人には兼高齢受給者証

8月1日現在70歳に達している人(以下高齢受給者。ただし、昭和9年7月31日以前に生まれ、長寿医療制度の対象者は除く)の保険証には「兼高齢受給者証・一部負担金割合2割(平成22年3月31日までは1割)」または「3割」と表示されています。

高齢受給者となるのは70歳の誕生月の翌月(1日生まれの人)は誕生月)からです。現在69歳で来年の7月1日までに新たに70歳になる人の保険証は有効期限が誕生月の月末(1日生まれの人)は前月末)までと表示されています。

それらの人には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証(兼高齢受給者証)をお届けします。

■75歳の誕生日からは長寿医療制度

来年の7月31日までに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までと表示されています。これは75歳になると「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」に加入することになるためです。

75歳の誕生日が近くなると長寿医療制度の保険証が郵送されます。

(5)

70歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

回数	3回目まで	4回目以降※1
所得区分		
一般世帯	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得世帯※2	150,000円+（総医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。  
 ※2 国保税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者（3割）	44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% ※4回目以降は44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般加入者（下記以外の人）	260円	
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得Ⅱ（70歳以上）	90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	160円
低所得Ⅰ（70歳以上）		100円

※住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

ご存じですか 高額療養費



■70歳未満の高額療養費  
 国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額までで済むようになりました。なお、高額療養費の限度額は所得によって複数の区分があります。医療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用するためには「限度額適用認定証」が必要です。

70歳未満の人が入院するとき

■70歳以上の高額療養費  
 は、あらかじめ健康課の窓口へ申請し、交付された認定証を提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。なお、外来や複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

70歳以上75歳未満の人は、個

人単位（外来のみ）と世帯単位（外来・入院）でそれぞれ自己負担限度額が設定されています。一般世帯、現役並み所得者は保険証だけ、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、保険証と減額認定証を提示すると医療機関での負担が限度額までとなります。

■70歳以上の高額療養費は保険者ごとに月単位で計算されます。月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度の被保険者となる方は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と長寿医療制度のそれぞれで限度額まで負担する場合があります。

ありました。しかし、75歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度で限度額がそれぞれ本来の額の2分の1に設定されることになりました。

■70歳以上75歳未満の人の所得区分

▼現役並み所得者（3割負担）  
 同一世帯に住民税課税所得が15万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により1割負担（平成22年4月からは2割）となります。

▼低所得Ⅱ 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

▼低所得Ⅰ 世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

食事の減額認定証

入院時の食事負担額は、上表のとおり、1食260円（一般）です。

住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円（90日を超える入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

限度額適用認定証など 更新は忘れずに

今お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

既に認定証をお持ちの人で引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。

▼限度額適用認定証  
 対象者 70歳未満で入院が必要なる人  
 手続きに必要なもの 保険証、今お持ちの認定証（更新の場合）

▼限度額適用・標準負担額減額認定証  
 対象者 住民税非課税世帯に属する人  
 手続きに必要なもの 保険証、今お持ちの認定証（更新の場合）、長期入院該当者は、90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）

### 国民健康保険

#### 保険税の決まり方

国保に加入している40歳〜64歳の人は医療保険分(医療分)と後期高齢者支援分、介護納付金分(介護分)を合わせた額を、国民健康保険税として世帯主から納めていただくことになって

- 年齢別の税額
  - ▼40歳未満 医療分と後期高齢者支援分。計算方法は次の組み合わせのとおりです(介護分の負担なし)。
  - 《医療分》
    - ①所得割額 基礎控除後の所得金額の6・16%
    - ②資産割額 固定資産税額の19・78%
    - ③均等割額 被保険者1人につき年2万5千円
    - ④平等割額 1世帯につき年1万9千円
  - 《後期高齢者支援分》
    - ①所得割額 基礎控除後の所得金額の1・80%
    - ②資産割額 固定資産税額の7・80%
    - ③均等割額 被保険者1人につき年8千円
    - ④平等割額 1世帯につき年5千円
  - ▼40歳〜64歳の人(介護保険の第二号被保険者)
    - 40歳未満の人と同様の計算方に破棄してください。

#### 新しい保険証

##### 8月1日からベージュ色

国保の保険証(国民健康保険被保険者証)は、あなたが国保に加入している証明書です。

新しい保険証は今月下旬に家族の分をまとめて、世帯主宛てに郵送しますので、大切に保管してください。

#### 古い保険証は破棄

古い保険証は間違いのもとになります。はさみを入れ、確実に破棄してください。

- 資格がなくなったら返す
  - 職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は必ず届け出て保険証をお返しください。
- 学生の場合
  - 市外に転出している学生の方は、申請により保険証を交付します。在学証明書または学生証の写しを添付のうえ、市民課の窓口へ申請してください。

法で医療分と後期高齢者支援分を算出し合算。それに介護分の額を合計した額になります。

また、年度の途中で40歳になる人は、40歳の誕生日が属する月(1日が誕生日の場合はその前月)から介護分を合わせた国保税を納めます。

- 《介護分》
  - ①所得割額 基礎控除後の所得金額の2・45%
  - ②均等割額 被保険者1人につき年1万3千420円
  - ▼65歳以上の人(介護保険の第一号被保険者)
    - 40歳未満の人と同様の計算方法による医療分と後期高齢者支援分の合算額となります。

年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月(誕生日が1日の人はその前々月)まで介護分が計算されます。65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることとなります。

#### 国保特別会計

##### 20年度も赤字

平成20年度の加茂市の国保加入者1人当たり年間国保税(医療分+後期高齢者支援金分)は7万8千716円、1世帯当たりでは13万9千566円となりました。

前年度に比べ、1人当たりでは11・4%、1世帯当たりでは0・4%の増加となりました。

一方、1人当たりの年間医療費は30万4千31円でした。内訳は、若人が29万6千190円で、前年度に比べ16・6%の増加、退職が39万1千167円で、前年度比7・4%の増加です。

国民健康保険特別会計の収支状況の支出では全体の96%、約30億千200万円が皆さんの医療費などの支出に充てられています。

また、これらを賄う収入は皆さんから納めていただく国保税や国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などとなっています。

国保特別会計は平成15年度から赤字が続いています。20年度も8千100万円余りの赤字決算となる見込みです。

#### 高い高齢者の加入割合

##### 全体では減少傾向

平成20年度は大幅な制度改正があり、国保を取り巻く環境が大きく変わりました。

■75歳以上の被保険者は長寿医療制度

平成19年度までは75歳以上の人も国保などの医療保険に加入

して老人保健の受給者となっていました。

平成20年度からは今まで加入していた医療保険から、新しく始まった長寿医療制度に移行することになりました。

その結果、国保の被保険者は75歳未満の人だけとなり、年間平均被保険者数は8千140人に減少しました。75歳未満の人数の比較では前年に比べ196人、2・4%の減少となっています。

■退職者医療制度は65歳まで
 国保に加入している人のうち、被用者年金を受けられる人は退職者医療制度に該当していません。平成20年度からは、その対象年齢が65歳未満に引き下げられました。

そのため、退職者医療制度の該当者は、平成19年度の2千734人から672人に減少しました。国保の加入者の割合で見ると、60歳以上が51%と、高齢者の加入割合は高いままとなっています。

高齢者の加入割合が高くなることは、医療費の増加や国保税の負担能力など国保の運営に大きな問題を投げかけています。

一人ひとりが毎日の生活習慣を見直し、生活習慣病を予防するなど、日ごろから自分の健康に気を付け、みんなの医療費を大切にしたいものです。

(7)

## 国保税は忘れずに

国保税は、国保を運営するうえでとても大切な財源です。未納や納め忘れなどがあると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

### ■納付は納期限内に

「自分ひとりくらい納めなくても」とか「健康で医者にかからないから」などと、一人ひとりの未納の額が積み重なると全体では大きな額となります。国保税は納期限までにきちんと納めるようご協力ください。

### ■納付は口座振替で

口座振替は、1回の手続きで確実に納税できます。便利な口座振替制度をご利用くださるようお願いいたします。

口座振替依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課および市民サービスセンターの窓口にて用意してあります。25日までの申し込みは、翌月納期分から口座振替納税となります。

### ■納付はいつから

国保税は、他の市町村から転入してきたときや職場の健康保

険などをやめたときなど、国保の加入資格を得た月の分から納めていただくこととなります。届け出をしたときからではありません。ご注意ください。

届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めなければならなくなります。

例えば、4月中に会社を辞めたり、加茂市に転入した場合などで、7月になってから国保の加入や転入届をした場合、国保税は加入資格を得た4月分から納めていただくこととなります。

## 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）



### ■保険証の色が「空色」に

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険証が8月1日に更新されます。

新しい保険証は、今月下旬に郵送しますので、大切に保管してください。

8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあったときは健康課までご連絡ください。

### ■自己負担割合の判定

毎年、前年の所得状況により8月1日からの自己負担割合を

## 保険税の納入

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となって納めます。今年度は、通常7月から翌年3月までの9回で納めていただきます。

また、国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、年金からの天引きによる特別徴収によって納めていただきます。

### 判定します。

新しい保険証に記載される自己負担割合は、平成20年中の所得状況に基づいて判定します。

自己負担割合の判定は、同一世帯に属する長寿医療制度加入者の所得状況により行います。

### ▼1割負担となる人

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が15万円以上の所得者がいない人。

### ▼3割負担（現役並み所得者）となる人

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が15万円以上の所得者がいる人。

### ■後期高齢者医療保険額の確定通知書

平成21年度の年間保険料を確定し、7月中旬に個別に保険料額決定通知書をお送りします。後期高齢者医療保険料額の算定は次のとおりです。

### 後期高齢者医療保険料額＝所得割額＋均等割額

※賦課限度額は50万円

所得割額＝〔平成20年中の所得－基礎控除33万円〕×7.15%

※平成20年中の総所得金額をもとに算定。

均等割額 1人当たり35,300円

### 保険料の軽減制度（申請不要）

加入者と世帯主の平成20年中の合計所得が一定基準以下の人は、均等割額の9・7・5・2割が、加入者の所得が一定基準以下の人は所得割の5割が軽減されます。

制度加入前日において、会社の健康保険などの被用者保険（加茂市の国保・国保組合を除く健康保険）の被扶養者であった人は、平成21年度の年間の保険料が3,500円に軽減されます。

得者がいる人。

ただし、次に該当する場合は申請により1割負担になります。

①同一世帯に加入者が1人の場合で、その人の収入の合計金額が383万円未満（または、その人の収入と同一世帯の70～74歳の人全員の収入の合計が520万円未満）。

②同一世帯に加入者が複数いる場合で、加入者全員の収入の合計金額が520万円未満。

③保険料の納付方法  
保険料の納付方法は、年金か

ら納める「特別徴収」と納付書または口座振替で納める「普通徴収」があります。保険料の納付方法は、原則として年金から納めていただきます。

※7月中旬に送付される保険料額決定通知書に納付書が同封されている人は「普通徴収」となります。

問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線163）、新潟県後期高齢者医療広域連合（☎025-285-13221、<http://www.nigata-kouiki.jp/>）



# 暮らしのカレンダー

## 7月・8月

<b>7月23</b> (木) 先勝	・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00~12:00 ・ねんきん特別便・定期便相談会 市役所相談室1 10:00~16:00	<b>8月1</b> (土) 仏滅	・心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ・映画鑑賞会(一般)「秋桜」 市立図書館 14:00から ・古典文学の集い 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
<b>24</b> (金) 友引	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・第52回総合体育大会総合開会式 文化会館 19:00から	<b>2</b> (日) 大安	㊤休日当番医 わたなべ医院 ☎53-3850 9:00~17:00 ・総体 野球(一般の部、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から 水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日
<b>25</b> (土) 先負	・子ども映画鑑賞会「15少年漂流記」 市立図書館 14:00から	<b>3</b> (月) 赤口	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
<b>26</b> (日) 仏滅	㊤休日当番医 吉田内科医院 ☎57-7511 9:00~17:00 ・下条川ダムへら鮎釣り大会 自然学習館前 5:00から ・献血(400ml、200ml) リオン・ドール加茂店 10:00~12:15、13:30~16:00	<b>4</b> (火) 先勝	・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日
<b>27</b> (月) 大安	・公民館・市民体育館、民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	<b>5</b> (水) 友引	・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 ・読書会 市立図書館 13:30から
<b>28</b> (火) 赤口	・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日	<b>6</b> (木) 先負	・なんでも健康相談 下条コミセン 9:30~11:30
<b>29</b> (水) 先勝	・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 ・読書会 市立図書館 13:30から	<b>7</b> (金) 仏滅	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30
<b>30</b> (木) 友引		<b>8</b> (土) 大安	・司法書士による無料法律相談(司法書士会三条支部相談員:川上芳男さん予約は☎52-9443) 上町コミセン 9:00~12:00 ・子ども読書会 市立図書館 14:00から
<b>31</b> (金) 先負	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30	<b>9</b> (日) 赤口	㊤休日当番医 中村医院 ☎52-0095 9:00~17:00 ・総体 野球(一般の部、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

人口のうごき	7月1日現在
世帯	10,102 (+9)
人口	31,150 (-10)
男	15,060 (±0)
女	16,090 (-10)
	( )内は前月比
(6月異動分)	
出生	13(男 8 女 5)
死亡	25(男 13 女 12)
転出	32 転入 34

毎年恒例となった大会に大勢のご参加をお待ちしています。

**第49回加茂市民ゴルフ大会出場者募集**

参加費 4千円(プレー費別)

募集 先着380人

申し込み・問い合わせ 8月5日(水)までに商工会議所(☎52-11740)

場所 湯田上カントリークラブ

日時 9月6日(日)

献血(400ml・200ml)にご協力ください

日時 7月26日(日) 午前10時~午後0時15分、1時30分~4時

会場 リオン・ドール加茂店

問い合わせ 健康課衛生係(☎内線162)